

## 平成29年度 保育料について

### 1 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定児童:1,500円 2号認定児童:3,000円 3号認定児童:4,500円



※1号認定、2・3号認定 = 国階層区分2(市階層区分2)



0円

※従来幼稚園の就園奨励費補助金も同様の予算措置

### 2 年収360万未満相当世帯の保護者負担軽減

#### ◆ ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を拡充

#### ○ 1号認定児童

【28年度】保護者負担上限額(月額)  
国階層区分3(市階層区分3)  
市民税所得割 77,100円以下 第1子 7,550円



【29年度】保護者負担上限額(月額)  
第1子 3,000円

#### ○ 2・3号認定児童 (保育標準時間の場合)

【28年度】保護者負担上限額(月額)  
国階層区分3(市階層区分3~4)  
市民税所得割 48,600円未満  
第1子 7,750円 (3歳以上)  
第1子 9,250円 (3歳未満)



【29年度】保護者負担上限額(月額)  
第1子 6,000円 (3歳以上)  
第1子 9,000円 (3歳未満)

【28年度】保護者負担上限額(月額)  
国階層区分4の一部(市階層区分5~7)  
市民税所得割 77,101円未満  
第1子 13,500円 (3歳以上)  
第1子 15,000円 (3歳未満)

【29年度】保護者負担上限額(月額)  
第1子 6,000円 (3歳以上)  
第1子 9,000円 (3歳未満)

1号認定

## 平成28年度 保育料（利用者負担額）

（月額：円）

階層区分		保育料（第1子・第2子）	
		ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等
第1	生活保護世帯等	0	0
第2	市民税所得割非課税世帯	0	0
第3	市民税所得割 77,100円以下	半額	0
		基準額	5,000

階層区分		保育料	
		第1子・第2子	第3子以降
第4	211,200円以下	半額	3,900
		基準額	7,800
第5	211,201円以上	半額	7,300
		基準額	14,700

## ◎ ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等）

階層区分	取扱い
第3	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子以降は無料
第4～第5	ひとり親世帯等以外と同じ

## ◎ ひとり親世帯等以外

階層区分	取扱い
第3	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子は半額、第3子以降は無料
第4～第5	小学校3年生以下の兄弟がいる場合、第2子は半額、第3子以降は無料
	保護者が扶養する子どもにおいて、第3子以降の場合、「第3子以降」の保育料を適用

## ◎ 保育料の算定

1	・28年4月～8月は、27年度の市民税額から算定 ・28年9月～29年3月は、28年度の市民税額から算定
2	父母の市民税額の合計から算定 ※ 父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、同居祖父母等の市民税額を含めて算定
3	市民税所得割の額 … 寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、及び住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額
4	未婚のひとり親世帯 … 市民税額に寡婦（夫）控除額をみなし適用

1号認定

## 平成29年度 保育料（利用者負担額）

（月額：円）

階層区分		保育料（第1子・第2子）	
		ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等
第1	生活保護世帯等	0	0
第2	市民税所得割非課税世帯	0	0
第3	市民税所得割 77,100円以下	半額	5,500
		基準額	11,000

階層区分		保育料	
		第1子・第2子	第3子以降
第4	211,200円以下	半額	7,800
		基準額	15,600
第5	211,201円以上	半額	10,500
		基準額	21,100

## ◎ ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等）

階層区分	取扱い
第3	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子以降は無料
第4～第5	ひとり親世帯等以外と同じ

## ◎ ひとり親世帯等以外

階層区分	取扱い
第3	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子は半額、第3子以降は無料
第4～第5	小学校3年生以下の兄弟がいる場合、第2子は半額、第3子以降は無料
	保護者が扶養する子どもにおいて、第3子以降の場合、「第3子以降」の保育料を適用

## ◎ 保育料の算定

1	・28年4月～8月は、27年度の市民税額から算定 ・28年9月～29年3月は、28年度の市民税額から算定
2	父母の市民税額の合計から算定 ※ 父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、同居祖父母等の市民税額を含めて算定
3	市民税所得割の額 … 寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、及び住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額
4	未婚のひとり親世帯 … 市民税額に寡婦（夫）控除額をみなし適用

保育標準時間

平成28年度 保育料（利用者負担額）

（月額：円）

階層区分	保育料（ひとり親世帯等以外）				保育料（ひとり親世帯等）		
	第1子・第2子		第3子以降		3歳未満児	3歳以上児	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児			
第1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	
第2	市民税 非課税世帯	半額	4,500	3,000	0	0	0
		基準額	9,000	6,000	0	0	0
第3	市民税 均等割のみ	半額	8,500	7,000	0	0	0
		基準額	17,000	14,000	0	0	8,000
第4	市民税所得割 48,600円未満	半額	9,700	8,200	0	0	0
		基準額	19,500	16,500	0	0	9,200
第5	48,600円以上 57,700円未満	半額	12,000	10,500	0	0	0
		基準額	24,000	21,000	0	0	12,000
第6	57,700円以上 65,000円未満	半額	12,200	10,700	3,000	5,300	0
		基準額	24,500	21,500	6,100	10,700	12,200
第7	65,000円以上 77,101円未満	半額	12,500	11,200	3,100	5,600	0
		基準額	25,000	22,500	6,200	11,200	12,500

階層区分	保育料					
	第1子・第2子		第3子以降			
	3歳未満児	3歳以上児	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	
第8	77,101円以上 97,000円未満	半額	12,700	11,500	3,100	5,700
		基準額	25,500	23,000	6,300	11,500
第9	97,000円以上 111,000円未満	半額	15,500	14,500	10,000	10,100
		基準額	31,000	29,000	20,100	20,300
第10	111,000円以上 125,000円未満	半額	17,700	14,500	11,500	10,100
		基準額	35,500	29,000	23,000	20,300
第11	125,000円以上 149,000円未満	半額	20,500	15,200	13,300	10,600
		基準額	41,000	30,500	26,600	21,300
第12	149,000円以上 169,000円未満	半額	20,700	15,500	13,400	10,800
		基準額	41,500	31,000	26,900	21,700
第13	169,000円以上 195,000円未満	半額	22,000	16,000	15,400	11,200
		基準額	44,000	32,000	30,800	22,400
第14	195,000円以上 219,000円未満	半額	22,200	16,000	15,500	11,200
		基準額	44,500	32,000	31,100	22,400
第15	219,000円以上 258,000円未満	半額	22,500	16,000	15,700	11,200
		基準額	45,000	32,000	31,500	22,400
第16	258,000円以上 301,000円未満	半額	23,500	16,000	16,400	11,200
		基準額	47,000	32,000	32,900	22,400
第17	301,000円以上 397,000円未満	半額	24,500	16,000	19,600	11,200
		基準額	49,000	32,000	39,200	22,400
第18	397,000円以上	半額	26,700	16,000	25,400	21,400
		基準額	53,500	32,000	50,800	42,800

◎ ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等）

階層区分	取扱い
第3～第7	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子以降は無料
第8～第18	ひとり親世帯等以外と同じ

◎ ひとり親世帯等以外

階層区分	取扱い
第2～第5	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子は半額、第3子以降は無料
第6～第18	小学校就学前子どもにおいて、兄弟が認定こども園・幼稚園・保育所に入園、又は障がい者通所施設等を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は無料
	保護者が扶養する子どもにおいて、第3子以降の場合、「第3子以降」の保育料を適用

◎ 保育料の算定

1	・28年4月～8月は、27年度の市民税額から算定 ・28年9月～29年3月は、28年度の市民税額から算定
2	父母の市民税額の合計から算定 ※ 父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、同居祖父母等の市民税額を含めて算定
3	市民税所得割の額… 寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、及び住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額
4	未婚のひとり親世帯… 市民税額に寡婦（夫）控除額をみなし適用

## 平成29年度 保育料（利用者負担額）

（月額：円）

階層区分	保育料（ひとり親世帯等以外）				保育料（ひとり親世帯等）	
	第1子・第2子		第3子以降		3歳未満児	3歳以上児
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
第1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0
第2	市民税 非課税世帯	半額	0	0	0	0
		基準額	9,000	6,000	0	0
第3	市民税 均等割のみ	半額	8,500	7,000	0	0
		基準額	17,000	14,000	0	0
第4	市民税所得割 48,600円未満	半額	9,700	8,200	0	0
		基準額	19,500	16,500	0	0
第5	48,600円以上 57,700円未満	半額	12,000	10,500	0	0
		基準額	24,000	21,000	0	0
第6	57,700円以上 65,000円未満	半額	12,200	10,700	3,000	5,300
		基準額	24,500	21,500	6,100	10,700
第7	65,000円以上 77,101円未満	半額	12,500	11,200	3,100	5,600
		基準額	25,000	22,500	6,200	11,200

階層区分	保育料					
	第1子・第2子		第3子以降			
	3歳未満児	3歳以上児	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	
第8	77,101円以上 97,000円未満	半額	12,700	11,500	3,100	5,700
		基準額	25,500	23,000	6,300	11,500
第9	97,000円以上 111,000円未満	半額	15,500	14,500	10,000	10,100
		基準額	31,000	29,000	20,100	20,300
第10	111,000円以上 125,000円未満	半額	17,700	14,500	11,500	10,100
		基準額	35,500	29,000	23,000	20,300
第11	125,000円以上 149,000円未満	半額	20,500	15,200	13,300	10,600
		基準額	41,000	30,500	26,600	21,300
第12	149,000円以上 169,000円未満	半額	20,700	15,500	13,400	10,800
		基準額	41,500	31,000	26,900	21,700
第13	169,000円以上 195,000円未満	半額	22,000	16,000	15,400	11,200
		基準額	44,000	32,000	30,800	22,400
第14	195,000円以上 219,000円未満	半額	22,200	16,000	15,500	11,200
		基準額	44,500	32,000	31,100	22,400
第15	219,000円以上 258,000円未満	半額	22,500	16,000	15,700	11,200
		基準額	45,000	32,000	31,500	22,400
第16	258,000円以上 301,000円未満	半額	23,500	16,000	16,400	11,200
		基準額	47,000	32,000	32,900	22,400
第17	301,000円以上 397,000円未満	半額	24,500	16,000	19,600	11,200
		基準額	49,000	32,000	39,200	22,400
第18	397,000円以上	半額	26,700	16,000	25,400	21,400
		基準額	53,500	32,000	50,800	42,800

◎ ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等）

階層区分	取扱い
第3～第7	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子以降は無料
第8～第18	ひとり親世帯等以外と同じ

◎ ひとり親世帯等以外

階層区分	取扱い
第2	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子以降は無料
第3～第5	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子は半額、第3子以降は無料
第6～第18	小学校就学前子どもにおいて、 兄弟が認定こども園・幼稚園・保育所に入園、 又は障がい者通所施設等を利用している場合、 第2子は半額、第3子以降は無料  保護者が扶養する子どもにおいて、 第3子以降の場合、「第3子以降」の保育料を適用

◎ 保育料の算定

1	・28年4月～8月は、27年度の市民税額から算定 ・28年9月～29年3月は、28年度の市民税額から算定
2	父母の市民税額の合計から算定 ※ 父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される 場合には、同居祖父母等の市民税額を含めて算定
3	市民税所得割の額… 寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、及び住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額
4	未婚のひとり親世帯… 市民税額に寡婦（夫）控除額をみなし適用

## 平成28年度 保育料（利用者負担額）

（月額：円）

階層区分	保育料（ひとり親世帯等以外）				保育料（ひとり親世帯等）		
	第1子・第2子		第3子以降		3歳未満児	3歳以上児	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児			
第1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	
第2	市民税 非課税世帯	半額	4,500	3,000	0	0	0
		基準額	9,000	6,000	0	0	0
第3	市民税 均等割のみ	半額	8,400	6,900	0	0	0
		基準額	16,800	13,800	0	0	7,900
第4	市民税所得割 48,600円未満	半額	9,600	8,100	0	0	0
		基準額	19,300	16,300	0	0	9,100
第5	48,600円以上 57,700円未満	半額	11,800	10,300	0	0	0
		基準額	23,600	20,600	0	0	11,800
第6	57,700円以上 65,000円未満	半額	12,000	10,500	3,000	5,200	0
		基準額	24,100	21,100	6,000	10,500	12,000
第7	65,000円以上 77,101円未満	半額	12,300	11,000	3,000	5,500	0
		基準額	24,600	22,100	6,100	11,000	12,300

階層区分	保育料					
	第1子・第2子		第3子以降			
	3歳未満児	3歳以上児	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	
第8	77,101円以上 97,000円未満	半額	12,500	11,300	3,100	5,600
		基準額	25,100	22,600	6,200	11,300
第9	97,000円以上 111,000円未満	半額	15,200	14,200	9,900	9,900
		基準額	30,500	28,500	19,800	19,900
第10	111,000円以上 125,000円未満	半額	17,500	14,200	11,300	9,900
		基準額	35,000	28,500	22,700	19,900
第11	125,000円以上 149,000円未満	半額	20,200	15,000	13,100	10,500
		基準額	40,400	30,000	26,200	21,000
第12	149,000円以上 169,000円未満	半額	20,400	15,200	13,200	10,600
		基準額	40,900	30,500	26,500	21,300
第13	169,000円以上 195,000円未満	半額	21,600	15,700	15,100	11,000
		基準額	43,300	31,500	30,300	22,000
第14	195,000円以上 219,000円未満	半額	21,900	15,700	15,300	11,000
		基準額	43,800	31,500	30,600	22,000
第15	219,000円以上 258,000円未満	半額	22,100	15,700	15,500	11,000
		基準額	44,300	31,500	31,000	22,000
第16	258,000円以上 301,000円未満	半額	23,100	15,700	16,200	11,000
		基準額	46,300	31,500	32,400	22,000
第17	301,000円以上 397,000円未満	半額	24,100	15,700	19,200	11,000
		基準額	48,200	31,500	38,500	22,000
第18	397,000円以上	半額	26,300	15,700	24,900	21,000
		基準額	52,600	31,500	49,900	42,000

◎ ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等）

階層区分	取扱い
第3～第7	生計を一にする子どもにおいて、 第1子は基準額、第2子以降は無料
第8～第18	ひとり親世帯等以外と同じ

◎ ひとり親世帯等以外

階層区分	取扱い
第2～第5	生計を一にする子どもにおいて、 第1子は基準額、第2子は半額、第3子以降は無料
第6～第18	小学校就学前子どもにおいて、 兄弟が認定こども園・幼稚園・保育所に入園、 又は障がい者通所施設等を利用している場合、 第2子は半額、第3子以降は無料
	保護者が扶養する子どもにおいて、 第3子以降の場合、「第3子以降」の保育料を適用

◎ 保育料の算定

1	・28年4月～8月は、27年度の市民税額から算定 ・28年9月～29年3月は、28年度の市民税額から算定
2	父母の市民税額の合計から算定 ※ 父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される 場合には、同居祖父母等の市民税額を含めて算定
3	市民税所得割の額… 寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、及び住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額
4	未婚のひとり親世帯… 市民税額に寡婦（夫）控除額をみなし適用

## 平成29年度 保育料（利用者負担額）

（月額：円）

階層区分	保育料（ひとり親世帯等以外）				保育料（ひとり親世帯等）	
	第1子・第2子		第3子以降		3歳未満児	3歳以上児
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
第1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0
第2	市民税 非課税世帯	半額	0	0	0	0
		基準額	9,000	6,000	0	0
第3	市民税 均等割のみ	半額	8,400	6,900	0	0
		基準額	16,800	13,800	0	0
第4	市民税所得割 48,600円未満	半額	9,600	8,100	0	0
		基準額	19,300	16,300	0	0
第5	48,600円以上 57,700円未満	半額	11,800	10,300	0	0
		基準額	23,600	20,600	0	0
第6	57,700円以上 65,000円未満	半額	12,000	10,500	3,000	5,200
		基準額	24,100	21,100	6,000	10,500
第7	65,000円以上 77,101円未満	半額	12,300	11,000	3,000	5,500
		基準額	24,600	22,100	6,100	11,000

階層区分	保育料					
	第1子・第2子		第3子以降			
	3歳未満児	3歳以上児	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	
第8	77,101円以上 97,000円未満	半額	12,500	11,300	3,100	5,600
		基準額	25,100	22,600	6,200	11,300
第9	97,000円以上 111,000円未満	半額	15,200	14,200	9,900	9,900
		基準額	30,500	28,500	19,800	19,900
第10	111,000円以上 125,000円未満	半額	17,500	14,200	11,300	9,900
		基準額	35,000	28,500	22,700	19,900
第11	125,000円以上 149,000円未満	半額	20,200	15,000	13,100	10,500
		基準額	40,400	30,000	26,200	21,000
第12	149,000円以上 169,000円未満	半額	20,400	15,200	13,200	10,600
		基準額	40,900	30,500	26,500	21,300
第13	169,000円以上 195,000円未満	半額	21,600	15,700	15,100	11,000
		基準額	43,300	31,500	30,300	22,000
第14	195,000円以上 219,000円未満	半額	21,900	15,700	15,300	11,000
		基準額	43,800	31,500	30,600	22,000
第15	219,000円以上 258,000円未満	半額	22,100	15,700	15,500	11,000
		基準額	44,300	31,500	31,000	22,000
第16	258,000円以上 301,000円未満	半額	23,100	15,700	16,200	11,000
		基準額	46,300	31,500	32,400	22,000
第17	301,000円以上 397,000円未満	半額	24,100	15,700	19,200	11,000
		基準額	48,200	31,500	38,500	22,000
第18	397,000円以上	半額	26,300	15,700	24,900	21,000
		基準額	52,600	31,500	49,900	42,000

### ◎ ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等）

階層区分	取扱い
第3～第7	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子以降は無料
第8～第18	ひとり親世帯等以外と同じ

### ◎ ひとり親世帯等以外

階層区分	取扱い
第2	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子以降は無料
第3～第5	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子は半額、第3子以降は無料
第6～第18	小学校就学前子どもにおいて、 兄弟が認定こども園・幼稚園・保育所に入園、 又は障がい者通所施設等を利用している場合、 第2子は半額、第3子以降は無料  保護者が扶養する子どもにおいて、 第3子以降の場合、「第3子以降」の保育料を適用

### ◎ 保育料の算定

1	・28年4月～8月は、27年度の市民税額から算定 ・28年9月～29年3月は、28年度の市民税額から算定
2	父母の市民税額の合計から算定 ※ 父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される 場合には、同居祖父母等の市民税額を含めて算定
3	市民税所得割の額… 寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、及び住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額
4	未婚のひとり親世帯… 市民税額に寡婦（夫）控除額をみなし適用